

第五回國會 法務委員會會議 第九号

昭和二十四年四月二十三日(土曜日) 午後一時四十六分開議

出席委員 委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事金原 舜二君

理事小玉 治行君 理事高木 松吉君

理事石川金次郎君 理事梨木作次郎君

理事吉田 安君 佐藤 昌三君

古島 義英君 松本 弘君

眞鍋 勝君 武藤 嘉一君

上村 進君 大西 正男君

出席國務大臣 殖田 俊吉君

法務總裁國務大臣 出府政府委員

職務長官 木内 曾益君

委員外の出席者 議員 高橋 英吉君

專門員 村 教三君 專門員 小木 貞一君

四月二十日 委員高橋英吉君辭任につき、その補

欠として田中萬進君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十三日 理事高橋英吉君の補欠として金原舜

二君が理事に當選した。

四月二十一日 出版法及び新聞紙法を廃止する法律

案(内閣提出第六五号) 少年法の一部を改正する法律案(内

閣提出第六七号) 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に關

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第七〇号)

同月二十日 訟訴費用等臨時措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出第六〇号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十一日 戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外

百十三件(福井縣大野郡野向村長松

井傳兵衛外百十三名)(第二一六號)

労働者の債権に關する陳情書(東京

都港区芝公園六号地の一番地中央勞

働委員会内末弘蔵太郎)(第二二九

号) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選 連合審査會開會に關する件

出版法及び新聞紙法を廃止する法律

案(内閣提出第六五号) 少年法の一部を改正する法律案(内

閣提出第六七号) 少年院法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に關

する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第七〇号)

同月二十日 訟訴費用等臨時措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出第六〇号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十一日 戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外

百十三件(福井縣大野郡野向村長松

井傳兵衛外百十三名)(第二一六號)

労働者の債権に關する陳情書(東京

都港区芝公園六号地の一番地中央勞

働委員会内末弘蔵太郎)(第二二九

号) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選 連合審査會開會に關する件

出版法及び新聞紙法を廃止する法律

案(内閣提出第六五号) 少年法の一部を改正する法律案(内

閣提出第六七号) 少年院法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に關

する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第七〇号)

同月二十日 訟訴費用等臨時措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出第六〇号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十一日 戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外

百十三件(福井縣大野郡野向村長松

井傳兵衛外百十三名)(第二一六號)

労働者の債権に關する陳情書(東京

都港区芝公園六号地の一番地中央勞

働委員会内末弘蔵太郎)(第二二九

号) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選 連合審査會開會に關する件

出版法及び新聞紙法を廃止する法律

案(内閣提出第六五号) 少年法の一部を改正する法律案(内

閣提出第六七号) 少年院法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

田嶋委員より横浜地檢問題について、

現地調査の報告を聴取したのであ

りますが、本問題は國政調査の一環と

して行つたのでありますから、議長へ

委員会より文書の報告をいたしたいと

思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○花村委員長 御異議なしと認め、さ

ようとりはからいます、なお報告書の

内容に關しましては、委員長に御一任

を願います。

○花村委員長 これより本日の日程に

入ります。本日は出版法及び新聞紙法

を廃止する法律案、少年法の一部を改

正する法律案、少年院法の一部を改正

する法律案、下級裁判所の設立及び管

轄区域に關する法律の一部を改正する

法律案、訟訴費用等臨時措置法の一部

を改正する法律案の各案について提案

理由の説明を聴取いたし、質疑は次會

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 予約出版法(明治四十三年法律

第五十五号)の一部を次のように

改正する。

〔内務大臣〕を「文部大臣」に、〔管

轄地方官廳〕を「管轄都道府縣教員

委員会」に改める。

第一條中「出版ニ対シテハ出版

法ニ依ルノ外尙本法ヲ適用ス」を

「出版ニ關シテハ本法ノ定ムルト

コロニ依ル」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

第十一條第二項中「第三條又ハ」

を削る。

第十三條中「新聞紙、出版法第

二條但書ニ依ル雜誌」を新聞、専

ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ

記載スル雜誌、定期ニ發行スル其

ノ他ノ雜誌」に改める。

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律

少年法(昭和二十三年法律第百六

十八号)の一部を次のように改正す

る。

〔檢察官〕を「保護觀察官」に、〔保護

委員〕を「司法保護委員」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條(審判に付すべき少年)

第三條 次に掲げる少年は、これを

家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年

二 十四歳に満たないで刑罰法令

に觸れる行爲をした少年

る。

〔保護官〕を「保護觀察官」に、〔保護

委員〕を「司法保護委員」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條(審判に付すべき少年)

第三條 次に掲げる少年は、これを

家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年

二 十四歳に満たないで刑罰法令

に觸れる行爲をした少年

三 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
ロ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。
ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入すること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。
2 家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年及び同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができ

る。第六條に次の二項を加える。
2 警察官、警察吏員又は保護者は、第三條第一項第三号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先ず児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による措置にゆだねるのが適當であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

8 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場

合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならぬ。
第十一條第一項中「調査」の下に又は「審判」を加える。
第十八條中「昭和二十二年法律第六十四号」及び但書を削り、同條に次の一項を加える。
2 第六條第三項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を附して、これに對してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。
第二十三條第二項中「審判の結果」の下に「保護処分」に附することができ、又は「を」を加える。
第二十四條第一項第一号中「観察」を「保護観察」に改める。
第二十四條の次に次の一條を加える。
(没收)
第二十四條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号及び第二号に掲げる少年について、第十八條、第十九條、第二十三條第二項又は前條第一項の決定する場合に、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。
一 刑罰法令に触れる行為を組成した物
二 刑罰法令に触れる行為に供し、又は供しようとした物
三 刑罰法令に触れる行為から生じ、若しくはこれによつて得た物又は刑罰法令に触れる行為の報酬として得た物
四 前号に記載した物の對價とし

て得た物

2 没取後、その物が本人以外の者に屬しないときに限る。但し、刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知つてその物を取得したときは、本人以外の者に屬する場合であつても、これを没取することができる。
第二十六條第一項中「少年保護司」の下に「法務廳教官」を加える。
第二十六條の次に次の一條を加える。
(少年保護所收容の一時態様)
第二十六條の二 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号の措置がとられてゐる事件について、第十八條から第二十條まで、第二十三條第二項又は第二十四條第一項の決定をする場合において、必要と認めるときは、決定をもつて、少年を引き続き相当期間少年保護所に收容することができる。但し、その期間は、七日を超へることはできない。
第三十一條第一項中「及び参考人」を「参考人及び補導を委託された者」に改める。
第三十七條第一項第四号中「第六十條の罪」の下に「及び第三十條第一項に關する第六十二條第二項の罪」を加え、同條の次に次の一号を加える。
五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十條及び第九十一條の罪
第四十七條第一項中「事件が家庭裁判所に係屬中」を「保護処分の決定が確保するまで」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
少年院法の一部を改正する法律案
少年法の一部を改正する法律案
少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項を次のように改める。
2 初等少年院は心身に著しい故障のない、十四歳以上おむね十六歳未満の者を收容する。
第二十一條を次のように改める。
第二十一條 少年保護所の施設が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年院又は拘留監の特別に區別した場所を少年保護所に充てることことができる。但し、拘留監の區別した場所を充てた場合には、その場所には、少年法第三條第一項に掲げる罪を犯した少年であつて逃走の虞のあるものに限る。收容するものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〇 殖田國務大臣 ます出版法及び新聞紙法を廃止する法律案の提案理由について御説明申し上げます。御承知の通り終戦直後におきまして、言論及び出版の自由を抑圧していた一切の制限が取除かれたのであります。具體的に申しますれば、昭和二十年九月二十七日の連合國最高司令官の宣言によりまして、新聞紙法を初め十二法令の宣言に

抵触する條項の廃止が日本政府に命令されたものであります。よつて政府は、右のうち新聞紙法を除き、他の十一の法令に對してはそれ／＼同年十月中に正式に廃止の手續をとりました。ただ新聞紙法につきましては、その規定の全部が必ずしも檢閲、差控処分、その他言論の自由を抑圧するものばかりでもありませんでしたので、當時内務省と司令部との間におきまして、新聞紙法及び出版法はこれらにかわるべき適當な法律が制定せられるまでその效力を停止しておき、その正式の廃止手續はしばらくこれを見合せることとしていたのであります。ちなみに申しますが、出版法は前述宣言の中には列挙せられていませんが、その内容からして當然新聞紙法と同列にこれを取扱ふこととされたのであります。しかしながら新聞紙法及び出版法の改正の問題はその後進展せず、そのうちに二十二年五月には、出版に關する事務は文部省に引継がれ、また内務省は同年末をもつて解体せらるるに至りました。なお一昨年刑法の一部が改正されました際に、猥褻罪の罰の程度が高められ、名譽毀損罪に關する部分に、從來の新聞紙法及び出版法のうちの規定の一部が取入れられたり、罰の程度が高められたり、いたしましたので、今般政府といたしましては、新聞紙法及び出版法を成規の手續を経て廃止し、もつて宣言の趣旨の通りに結末をつけることとした次第であります。

法律案の法文自体はきわめて簡單なものであります。説明の要もないかと存じますが、附則の中で予約出版法の一部を改正いたしておりますので、この点について若干説明を申し上げます。

いと存じます。元來この予約出版法は言論、思想の自由を取締るための法律ではなくして、予約購読者たる一般國民を悪徳出版業者から行政的に保護することを目的とするものであります。従つてこの法律を廢止したり、あるいはこれに對して實質的な改正を加へたりすることは、今後の研究問題であります。ただこの法律の中には、出版法を引用している箇所が若干ありますので、今回は出版法の廢止に伴つて当然加へられなくてはならない形式的な改正、すなわち字句の削除または書きかへをこの法律に對して行つただけであります。何とぞよろしく御審議を賜はり、またすみやかに可決の運びに至りますよう御願ひいたします。

その次は、少年法の一部を改正する法律案の提案理由によつて、御説明申し上げます。御承知の通り昨年第二國會において成立いたしました新少年法（昭和二十三年法律第六十八号）は本年一月一日から施行されたのであります。その運用の実績について検討いたしましたところ、少年院法、児童福祉法及び近く本國會に別に提案する考えでありますところの犯罪者予防更生法案との間に調整を要する点があり、また少年保護事件の身柄の取扱ひ、証拠品の処理その他について、法の不備を補正する必要があると認めらるる。これらの諸点にわたつて少年法の円滑な運用を期するために、所要の改正をいたすこととしたのであります。

まず改正の第一点は、少年院法との関係においてあります。少年院法第二十六條第一項の規定により、家庭裁判所が同法第二十四條第一項その他の規定によつてなした決定を執行する権限が、当の少年を現に收容保護して、少年保護所または少年院の職員である法務廳教官に與えられていないため、これら決定の円滑な執行に大きな支障を來しておりますので、本改正において少年院法第二十六條第一項の執行権者に「法務廳教官」を加へることとした。後に述べます同法第二十六條の二の規定の新設と相まつて、少年院の保護事件が家庭裁判所から事後の執行機關へきつて適切に移行できるように、その手続を整へることを企圖いたしましたのであります。

改正の第二点は、児童福祉法との関係においてあります。従來の少年院法及び児童福祉法の規定により、家庭裁判所と都道府縣知事との権限は一應區別されております。けれども、それが實際の適用におきましては、とかく紛糾を來すおそれがあり、また相互の連絡に關する規定が十分でない。らみがありますので、この点を是正して、両者の権限をできるだけ明確に規定するとともに、兩種機關について、少年の健全な育成のために必要な相互の援助通携の方法を規定しておく必要があり。そこで十四歳に満たない少年は、本來刑法第四十一條の規定により、本刑罰法第四十一條の規定により、刑事未成年の者であります。これを年齢的に見ましても、その心身発育の過程から考えまして、十四歳以上の者とはおのずからその取扱いを別個に考慮する必要があるから、少年院法の対象となる少年でありまして、十四歳未満の者につきましては、一應これに児童福祉法の措置を優先的に適用するのが妥當であると思われ。ます。

で、このたびの改正におきまして、少年院法第三條第二項を改正して、十四歳未満のいわゆる虞犯少年だけに限らず「十四歳に満たないで刑罰法令に觸れる行為をした少年」を加へたすべての十四歳未満の少年につきまして、家庭裁判所は都道府縣知事または児童相談所長から送致を受け、初めてこれを取扱うこととし、これに應じて同條一項を整理して書きわけることとしたのであります。次に少年院法第三條第一項中の従來の第二号、本改正案による第三号のいわゆる虞犯少年中、十四歳以上の者でありまして、事案によりましては、少年法によつて家庭裁判所がただちにこれを取扱うよりも、まず児童福祉法の措置にゆだねるのが適當であると認められる者もあつたので、少年院法第六條第二項として新たにこれについての規定を設け、その具体的な事案について、最も適切な判断のできる立場にある警察職員や保護者は、さやうな少年を直接児童相談所に通告することができると規定することとしたのであります。これによりまして少年院法及び児童福祉法による一般人の家庭裁判所及び児童相談所に対する通告義務の混乱が、相當大幅に整備される結果となるのであります。かゝるうにして児童福祉法による都道府縣知事または児童相談所長の権限は、少年院法による家庭裁判所の権限と明確に區別されることになり、一方児童福祉法による児童相談所においても、きつめて例外的ではあります。が、対象児童の行動の自由を制限し、またはその自由を奪うやうな強制的措置をとること。が、その児童の福祉のために必要であることがたゞ、ある場合も予想されるのであります。このやうな場合に、行政機關である都道府縣知事または児童相談所長といたしましては、児童福祉法第三十三條及び第四十七條の規定により、当然にその親権または親権的措置の範圍として認められる場合を除き、それを越えて強制力を用いることができない關係にありますので、少年院法第六條第三項として新たな規定を設け、また同法第十八條を改正して、この点について、必要の最小限度に家庭裁判所が児童福祉法の措置に關する道を開き、児童の健全な育成をはかることとしたのであります。なおこれらの諸点にわたる少年院法の改正に伴ひまして、児童福祉法におきましてもその第二十七條の二として、少年院法第六條第三項に相應する規定を新たに設けるほか、同法第二十五條ないし第二十七條について同法律による手続、相互の連絡につき必要な改正を加へることとなつておりまして、今期國會に別に提案するつもりであります。この点申し添えておきます。

改正の第三点は、犯罪者予防更生法案との関係においてあります。少年院法第十七條第一項第二号の規定による身柄收容保護中の少年保護事件について、家庭裁判所が処分を決定した場合にはこれを地方少年保護委員会の保護観察に移し、その他の処置を適切に円滑に取運ぶためには、一時的に少年を引續き少年保護所に收容しておく必要のある場合があるから、新たに少年院法第二十六條の二の規定を設けてその必要に應ずるほか、少年院法と犯罪者予防更生法案との用語の統一をはかるために、従來少年院法中に第十三條、第二十四條、第二十六條等において「觀察」

「觀察官」「保護委員」としてある表現を「保護觀察」「保護觀察官」「司法保護委員」と改めることとしたのであります。

以上の改正の要点であります。その他少年院法第十一條、第三十一條、第三十七條及び第四十七條中の一部を修正または補足いたしました。少年院法の円滑な運用を期したいと思つて、少年院法をすみやかに御可決あらんことを希望いたします。

その次は少年院法の一部を改正する法律案の提案理由によつて御説明申し上げます。御承知の通り昨年第二國會（昭和二十三年法律第六十九号）は、本年一月一日から施行されたのであります。その運用を檢討いたしました結果、十四歳に満たない少年は、少年院法の一部を改正する法律案の提案理由にも説明いたしましたように、これを十四歳以上の犯罪少年または虞犯少年と同一に取扱うことは適切でなく、もしこれに收容保護を加へる必要のあるときは、すべてこれを児童福祉法による施設に入れるのが妥當と思われ、また少年院法の運用もさやうする方が一層効果的になりますので、少年院法第二條第二項を改めて、十四歳以下の少年は

「觀察官」「保護委員」としてある表現を「保護觀察」「保護觀察官」「司法保護委員」と改めることとしたのであります。

以上の改正の要点であります。その他少年院法第十一條、第三十一條、第三十七條及び第四十七條中の一部を修正または補足いたしました。少年院法の円滑な運用を期したいと思つて、少年院法をすみやかに御可決あらんことを希望いたします。

その次は少年院法の一部を改正する法律案の提案理由によつて御説明申し上げます。御承知の通り昨年第二國會（昭和二十三年法律第六十九号）は、本年一月一日から施行されたのであります。その運用を檢討いたしました結果、十四歳に満たない少年は、少年院法の一部を改正する法律案の提案理由にも説明いたしましたように、これを十四歳以上の犯罪少年または虞犯少年と同一に取扱うことは適切でなく、もしこれに收容保護を加へる必要のあるときは、すべてこれを児童福祉法による施設に入れるのが妥當と思われ、また少年院法の運用もさやうする方が一層効果的になりますので、少年院法第二條第二項を改めて、十四歳以下の少年は

「觀察官」「保護委員」としてある表現を「保護觀察」「保護觀察官」「司法保護委員」と改めることとしたのであります。

以上の改正の要点であります。その他少年院法第十一條、第三十一條、第三十七條及び第四十七條中の一部を修正または補足いたしました。少年院法の円滑な運用を期したいと思つて、少年院法をすみやかに御可決あらんことを希望いたします。

「觀察官」「保護委員」としてある表現を「保護觀察」「保護觀察官」「司法保護委員」と改めることとしたのであります。

以上の改正の要点であります。その他少年院法第十一條、第三十一條、第三十七條及び第四十七條中の一部を修正または補足いたしました。少年院法の円滑な運用を期したいと思つて、少年院法をすみやかに御可決あらんことを希望いたします。

その次は少年院法の一部を改正する法律案の提案理由によつて御説明申し上げます。御承知の通り昨年第二國會（昭和二十三年法律第六十九号）は、本年一月一日から施行されたのであります。その運用を檢討いたしました結果、十四歳に満たない少年は、少年院法の一部を改正する法律案の提案理由にも説明いたしましたように、これを十四歳以上の犯罪少年または虞犯少年と同一に取扱うことは適切でなく、もしこれに收容保護を加へる必要のあるときは、すべてこれを児童福祉法による施設に入れるのが妥當と思われ、また少年院法の運用もさやうする方が一層効果的になりますので、少年院法第二條第二項を改めて、十四歳以下の少年は

「觀察官」「保護委員」としてある表現を「保護觀察」「保護觀察官」「司法保護委員」と改めることとしたのであります。

以上の改正の要点であります。その他少年院法第十一條、第三十一條、第三十七條及び第四十七條中の一部を修正または補足いたしました。少年院法の円滑な運用を期したいと思つて、少年院法をすみやかに御可決あらんことを希望いたします。

「觀察官」「保護委員」としてある表現を「保護觀察」「保護觀察官」「司法保護委員」と改めることとしたのであります。

以上の改正の要点であります。その他少年院法第十一條、第三十一條、第三十七條及び第四十七條中の一部を修正または補足いたしました。少年院法の円滑な運用を期したいと思つて、少年院法をすみやかに御可決あらんことを希望いたします。

その次は少年院法の一部を改正する法律案の提案理由によつて御説明申し上げます。御承知の通り昨年第二國會（昭和二十三年法律第六十九号）は、本年一月一日から施行されたのであります。その運用を檢討いたしました結果、十四歳に満たない少年は、少年院法の一部を改正する法律案の提案理由にも説明いたしましたように、これを十四歳以上の犯罪少年または虞犯少年と同一に取扱うことは適切でなく、もしこれに收容保護を加へる必要のあるときは、すべてこれを児童福祉法による施設に入れるのが妥當と思われ、また少年院法の運用もさやうする方が一層効果的になりますので、少年院法第二條第二項を改めて、十四歳以下の少年は

「觀察官」「保護委員」としてある表現を「保護觀察」「保護觀察官」「司法保護委員」と改めることとしたのであります。

以上の改正の要点であります。その他少年院法第十一條、第三十一條、第三十七條及び第四十七條中の一部を修正または補足いたしました。少年院法の円滑な運用を期したいと思つて、少年院法をすみやかに御可決あらんことを希望いたします。

少年院には收容しないことにいたしましたのであります。

○花村委員長 高橋英吉君より委員外の発言を求められておりますから、これを許します。高橋英吉君。

次に少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七條第一項第二号の規定、すなわち收容保護の措置によつて、家庭裁判所から送致された者を收容する少年保護所は、本年一月一日から開設されたのでありますが、その実施にあつては、その施設を整備する時間的余裕がなかつたのと、予算的措置が十分にこれに伴わなかつたため、従来仮委託少年を收容しておりましたところの少年院の出張所または少年院の施設の一部を、應急的に少年保護所の施設に充てたのであります。しかるに改正少年法の実施によりまして、従来刑事事件としてただちに拘留処分

に付せられるような悪質な犯罪少年が、保護の措置によつて少年保護所に收容されることとなりましたため、少年保護所の收容施設は相当強固なものが必要とし、また最近の少年犯罪の激増、ことに悪質化はとうてい現在の收容施設では收容しきれない現状でありまして、これが施設の拡充強化を緊急に進めているのでありますが、それが整備するまでには多少の日時を要しますので、この際第二十一條を改めまして、その施設の補充をはかるため、昭和二十六年三月三十一日までの二箇年間は、拘留監の特に区別した場所を少年保護所に充てることができるようになり、これには犯罪少年であつて、逃走のおそれのあるものに限つて收容することとしたのであります。

以上二点が改正の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のよう

に改正する。

第六條第一項中「三月以上十年以下の懲役」を「十年以下の懲役又は三万円以下の罰金」に改める。

第八條の規定を同條第二項とし、同條第一項として次の一項を加える。

前二條の罪は、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の告発を待つてこれを論ずる。

御審議を得たいと思ひます。まず條文から申し上げます。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「三月以上十年以下の懲役」を「十年以下の懲役又は三万円以下の罰金」に改める。

第八條の規定を同條第二項とし、同條第一項として次の一項を加える。

前二條の罪は、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の告発を待つてこれを論ずる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前において議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八條の告発を待たないで公訴が提起された同法第六條または第七條の罪については、この法律施行の日から十四日以内に各議院がその告発をしないときは、裁判所は、判決で公訴を棄却しなければならぬ。

お手元にこの書類が行つておると思ひます。理由も簡単に書いておきますが、いま少し詳細に申し上げますと第六條第一項の改正は、申すまでもなく新たに三万円以下の罰金を附加したことになるのであります。一口に言へば、刑罰の緩和といふことになつて来るのです。これはどういふところからさういふ改正を必要としたかといひますと、私どもも不当財産取引特別調査委員会における昨年度の経験からいたしましたので、どうしてもさういふ緩和規定を設けなければ、証人に対して

あまりに苛酷であるといふ結論を得た次第なのであります。第一にあそこに

出で来る証人の相当多数の人々の中には、被疑者関係の者があるものであります。被疑者関係は刑事訴訟法の建前からいふと御承知のように今日では黙秘権まで認められておるのであります。非常に保護された立場になつておるにもかかわらず、被疑者の立場でありながら、委員会の特質上、委員会へ出ました証人らは、この被疑者としての保護された権限が使用できないといふ立場になつておるのであります。すなわち純然たる証人と、被疑者と思われような立場の証人とが一つになつて、厳格なる偽証罪の罰則のもとに立つて証言をしなければならぬといふ非常に苦しい立場になつておるのであります。従つてやむを得ず偽証をするという被疑者的な立場の人の中には、相当情状を酌量してやらなければならぬものがあるものであります。執行猶予という法律の寛典によつて救われる一面もありませんけれども、これを体刑でなくして、罰金刑によつて緩和してやろうといふ、実際に体験した者たちが感じたとこの氣持が、この改正法案となつておるのであります。

さらにもう一つの理由は、あの委員会に出ます人々の相当多数が公務員なのであります。公務員がたゞ偽証を犯しました場合に体刑に処せられるといふことになれば、申すまでもなく公務員としての一生が葬られることになる。普通の刑事法廷における偽証は、たとえ体刑になりましても、執行猶予になりましても、公務員以外の人はその生活にさう重大なる影響は及ぼさない、公務員のごとく一生を棒に振

つてしまふといふことにはならないのであります。当國会に出席する多くの人々はどうしても公務員が多数でありますから、一たびこれに触れると、ほんとうに一生を棒に振らなければならぬことになるのであつて、これは非常に過酷である。罰金刑であれば、國會議員としてもその職務を棒に振らなくてもよろしい、また官吏としてもさう重大影響もないといふことになるのでありますから、國会における証人に対しては、さうしても罰金刑の緩和規定を設けてやらなければ、あまり酷だといふ結論になつた次第であります。

次の親告罪の問題を簡単に言いますならば、まず偽証罪を親告罪とするかしないかといふ問題であります。現在の法文解釈から行くと、親告罪ともなれ、親告罪でないともとれるといふことになつておるのであつて、現に保属してある偽証罪の裁判においては、第一審では親告罪として無罪の判決があつたにもかかわらず、第二審においては親告罪でないといふ判定によつて、有罪の判決を下されておるのであります。しかしこれは私たち同士の考え方でありまして、あの規定の精神からしても親告罪であらうべきであり、第一審の判決があつた法文の正當なる解釈であると考へておるのであります。けれども、現に第二審においては異つた見解を拂つておるといふように、現在の法律では二様に解釈ができればよいにとられておるので、この法文を誤解のないようにはつきりしたものにすするためにも、改正の必要があるのであります。しからば改正をしてはつきりさすために親告罪にすべきであるか、非親

告罪にすべきであるかということが問題になつて来ますが、私どもは議院内における出来事はなるべく議院内で処理しなければならぬと思ふ。よほど重大な問題であつた場合はともかくでありますけれども、重大問題でない場合においては、議院内の出来事は議会の権威において、自主的にこれを処理しなければならぬという建前をとおしてあります。またそれが建前になつて議院内の各法規類ができて上つて

いるものと私どもは信じておるのであります。しかるに偽証罪の問題については、過去の実績から見ますと、国会において一たび偽証を犯した者が、その前非を反省して、虚偽の陳述をやつたことを自白し、しかしてその陳述を訂正しようというように、国会内における自主的な関係においてその証言が正しく表現されようとする前

に、檢察廳が親告罪でないとしてこの問題を起訴したという事実があるのであります。かりにこれが親告罪でないといつても、国会内の態度を見てから後に檢察廳あたりが態度を決定すべきがほんとうであるにかかわらず、国会の方で態度を決定しない。いな各関係者が証言を訂正して、いわゆる偽証罪というものが免除されるといふような非常に穩健な成行きになつて

おる場合において、ことさらに外部から国会内部の特別な偽証について檢察の手が延びたといふふうな、われわれから言いますと、非常に国会の権威を冒瀆したと思はれるような事象も起つておるのであります。従つて国会内ででき上つたものは国会内で自主的に処理するといふ原則に基いて、親告罪にすべきものだといふ結論にも到達した

のであります。そういう意味においてこの改正案を出すに至つた次第であります。それから附則の問題であります。これは現在起訴されて公判にまわつておる人たちに對してしても、この緩和的な改正法案の恩典に浴せしめてやらなければならぬといふ氣持から、特に附加されたのであります。しかしこれは、私が申し上げるまでもなく、専門家の皆様方がよく御承知のように、あの刑法の六條から言つても、また刑事訴訟法にもあつたと思ひますが、刑の變更があつたり刑がなくなつた罪に對しては、当然輕きによつて処断されるということになりますから、この附則がなくとも、私どもは当然現在係属しておる事件、判決が確定してない事件に對しても、効果を及ぼすといふふうに考へておられますけれども、この問題は起訴條件であつて、刑法の問題ではなくして、刑事訴訟法の問題であるから、特にかように書かなければ効果が及ばないといふ説があつて、念のため附加した次第であります。しかしいろいろ刑法學者の説を聞きましても、それがなくとも当然現在の係属しておる事件にも適用されるものであります。そういう解釈をとられておるのでありますから、この点については慎重審議の上、もしこの附則が蛇足であつて、附則がなくとも効果が、刑法の大原則、すなわち輕きによつて処断するといふあの大精神によつて、当然現在係属しておる事件に適用されるということになりますならば、これは削除されてもよろしいと思ひます。簡單であります。一通り理由を説明いたしました。もし何か御質問があります

れば、御答弁したいと思ひます。○花村委員長 高橋英吉君の発言に對し、御質疑はありませんか。——なければ、これは委員の懇談会に移しまして、また御協議を願ひたいと思ひます。○花村委員長 それでは引續いて提案理由の御説明を願ひます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「岐阜簡易裁判所」を「岐阜簡易裁判所」に、廣島簡易裁判所を「廣島簡易裁判所」に、安藝西條簡易裁判所を「西條簡易裁判所」に、玉野簡易裁判所を「玉野簡易裁判所」に、鳥取簡易裁判所を「鳥取簡易裁判所」に、鳥取簡易裁判所を「鳥取簡易裁判所」に、米沢簡易裁判所を「米沢簡易裁判所」に、西條簡易裁判所を「西條簡易裁判所」に、新居浜簡易裁判所を「新居浜簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「岐阜市」を「岐阜市」に、「廣島市」を「廣島市」に、「玉野市」を「玉野市」に、「鳥取市」を「鳥取市」に、「鳥取市」を「鳥取市」に、「熊本縣北

白河橋白河町」を「水俣市」に、「福島縣西

「米沢市」を「米沢市」に、「山形縣東置賜郡赤湯町」

「北海道勇拂郡苦小牧町」を「苦小

「稚内市」に、「西條市」を「西條市

別表第五表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉田村 豊和村、飯高村」及び「日吉村」並びに同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「粟野町 西方村 清洲村 永野村 柏尾村 眞名子村」を削り、同表栃木簡易裁判所の項を次のように改める。

栃木縣の内
栃木市 下都賀郡
上都賀郡の内
粟野町 西方村 清洲村 永野村 柏尾村 眞名子村

同表岐阜簡易裁判所の項を次のように改める。
岐阜縣の内
岐阜市 稻葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡

同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「福田村」を削り、同表廣島簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀茂郡の内 川上村 東志和村 志和堀村 西志和村 原村 吉川村 熊野跡村 郷田村 上黒瀬村 板城村 下三水村 西高屋村 東高屋村 造賀府」並びに同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「河内町」を「大草村 豊田村 樺栗村 豊栄村 久芳村 竹仁村 戸野村 入野村 小谷村 田万里村」及び「山南村」を削り、同表廣島簡易裁判所の項を次のように改める。

廣島縣の内	賀茂郡の内	西條町	川上村	東志和村	志和堀村
		原村	吉川村	熊野跡村	郷田村
		上里瀬村	板城村	下三永村	西高屋
		村	東高屋村	洗賀村	
安藝西條	豊田郡の内	河内町	大草村	豊田村	楳梨村
		豊栄町	久芳村	竹仁村	戸野村
		入野村	小谷村	田万里村	

同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「田熊村」を「田熊町」に、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸村」を「瀬戸町」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「兒島市及び一瀬戸町」を「瀬戸町」と改め、同表「瀬戸町」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

岡山縣の内	兒島市	瀬戸町	郷内村	琴浦町	灘崎町
	兒島郡の内	瀬戸町	郷内村	琴浦町	灘崎町
		瀬戸町	郷内村	琴浦町	灘崎町
		瀬戸町	郷内村	琴浦町	灘崎町
兒島	岡山縣の内	兒島市	瀬戸町	郷内村	琴浦町

同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「神島外村」を「神島外村白石島村」に、同表鳥取簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

鳥取	鳥取縣の内	鳥取市	氣高郡		
	岩美郡の内	米里村	倉田村	宇倍野村	成器村
		大塚村	面影村	津ノ井村	
	八頭郡の内	下私都村	中私都村	上私都村	
	鳥取縣の内	鳥取市	氣高郡		

同表鳥取簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

浦	鳥取縣の内	浦富町	岩井町	福都村	大岩村
富	岩美郡の内	本庄村	小田村	網代村	田後村
		東村	蒲生村		

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬村」を「黒瀬町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「調川村」を「調川町」に改め、同表水俣簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

熊本縣の内	水俣市	華北郡の内	田浦村	佐敷町	湯浦村
			久木野村	大野村	吉尾村
水俣	熊本縣の内	水俣市	華北郡の内	田浦村	佐敷町

同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「大村」を「大村中津川村」に、「入来村」を「入来町」に、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「下飯村」を「下飯町」に、「白河村」を「白河町」に改め、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内」を削り、同表新庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「最上郡」を「新庄市」に改め、同表米沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤沢町」を「赤沢市」に改め、同表「赤沢市」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

山形縣の内	東置賜郡の内	赤湯町	糠野目村	沖郷村	吉島村
		宮内町	吉野村	金山村	漆山村
		梨郷村	大塚村	高島町	二井宿村
		屋代村	中川村		
赤湯	山形縣の内	東置賜郡の内	赤湯町	糠野目村	沖郷村

同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗沢村」を「栗沢町」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤平町」を「赤平町上砂川町」に、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「雄武村」を「雄武町」に、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗谷郡」を「稚内市 宗谷郡」に改める。

西條	愛媛縣の内	西條市	周桑郡		
		新居郡の内	大生院村	加茂村	大保木村
新居浜	愛媛縣の内	新居浜市	新居郡の内	大生院村	加茂村

同表西條簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

新居浜	愛媛縣の内	新居浜市	新居郡の内	大生院村	加茂村

附則

- この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
- この法律施行に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
- 第六條 執行吏ノ受クベキ恩給年額ハ前條ノ政令ノ定ムル額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年七月一日から適用する。
- 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。
- 前項の恩給については、昭和二十三年十月分以降、その年額を一万五千八百四十円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。
- 前項の規定によつて恩給年額を改定する場合においては、裁定額は、受給者の請求を待たずに、これを行う。

○殖田國務大臣 それでは引続きまして御説明申し上げます。

今度には下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

案でございます。この法律は昭和二十二年法律第六十三號であり、この法律の一部を改正する法律案といしまして提案をいたしましたのであります。その理由を御説明申し上げます。

この法律は憲法第七十六條第一項及び裁判所法第二條第二項の規定に基きまして、高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域につきまして規定しておるのであります。昭和二十二年四月法律第六十三號をもつて制定公布せられ、同年七月法律第八十九號、昭和二十三年十二月法律第二百三十三號をもつてそれの一部が改正されたのであります。今回さらに次のような改正を要することになりましたので、この法律案を提出いたしました。

すなわちその改正の第一点は簡易裁判所の増設であります。簡易裁判所は、裁判所法の制定に伴いまして、全國に五百五十九箇所設置されたのであります。この裁判所は直接社会の治安確保に任ずる第一線の裁判所でありまして、國民の利害に關係するところがきわめて多いはもかわらず、その数が十分でなく、その後その増設方について全国各地より熱心に國會その他に請願や陳情がありまして、その数は二十數箇所に及んでおるのであります。政府といたしましては、最高裁判所とも協議をとげまして、そのうちさしあたり次の六箇所、すなわち岐阜地方裁判所管内の岐阜縣武儀郡岡町、廣島地方裁判所管内の廣島縣賀茂郡西條町、岡山地方裁判所管内の兒島市、鳥取地方裁判所管内の鳥取縣岩美郡浦富町、山形地方裁判所管内の山形縣東置賜郡赤湯町及び松山地方裁判所管内の

新居浜市に、それら簡易裁判所を設置せんとするものであります。その予定管轄区域内の事件数及び交通状況等より、新設地として最も適當と存するのであります。

第二点は土地の状況及び交通の便否等にかんがみまして、簡易裁判所の管轄区域を是正することであり、すなわち宇都宮簡易裁判所管内の栃木縣上野原郡西方村外五村を栃木縣簡易裁判所の管轄に変更いたしますこと、尾道簡易裁判所管内の廣島縣沼津郡山南村を尾道簡易裁判所の管轄に変更せんとするものであります。これらの変更は、いずれも地元市町村及び關係官公署並びに地元弁護士会の意向等を十分參照いたしました。最高裁判所とも協議の上決定いたしましたのであります。さらに第三点は、裁判所の管轄区域の基準となつた市町村、その他の行政区画に変更がありまして、これに伴いこの法律の別表を訂正する点であります。すなわち従前の市、町、村が合併または分離して新たに市、町、村ができた。また市町村の一部が他の市町村に編入せられる等、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたもの等につきまして、この法律の別表の記載を訂正しようとするものであります。

以上この法律案の要点について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

次に訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。執行吏の恩給につきましても、御承知の通り執行吏規則により執行吏が手数料の不足額を國庫から補助を受ける場合の基準たる六百円を、俸給年額とみなしまして算定することになつておるのであります。しかるに手数料不足額の國庫補助の基準額は、終戦後における諸物價の高騰に伴い、數次にわたつて増額せられましたにもかかわらず、ひとり執行吏の恩給については、従前より六百円を基準として算定されておるわけであり、また他方昭和二十三年法律第九十九號、恩給法臨時條例の制定によりまして、一般公務員の恩給については、その額の算定について俸給額の増加部分を制限することをやめるとともに、すでに給與事由の生じたものに対しては、相當程度の増額を認めることとなりました。従いまして執行吏の恩給についてもこれに準じ、その臨時的措置をとる必要があるのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。以上改正の要点を申し上げます。

第一は、執行吏の受くべき恩給年額を、執行吏に対する國庫補助の基準額を定めた政令の額を俸給額とみなして算定しようとするものであります。執行吏に対する國庫補助の基準額は、物價の変動に即應するための臨時的措置として、訴訟費用等臨時措置法第五條により、その定めを政令に委任しておるのであります。執行吏の受くべき恩給額は、従前の建前より申し上げても、この政令の定める額にスライドせしめることが最も合理的であると考へられますので、この措置を講ぜんとするものであります。第六條がすなわちその規定であります。そしてこの措置は昭和二十三年七月一日以後に給與事由の生じたものに適用せんとするものであります。

第二点は、同年六月三十日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給については、一般官吏の例にならぬ、同年九月分まではなお従前通りとし、同年十月分以後は一万五千四百円を俸給年額とみなして算出した額を、恩給年額としようとするものであります。なおこの一万五千四百円という額は、現在の恩給額の算定上執行吏の俸給額とみなされている六百円という額を、前述の恩給法臨時條例の例にならつて増額したものであります。附則第二項及び第三項がその規定であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○花村委員長 次に先日この委員会におきまして、答弁の留保されておりました大津事件、松島事件に関して政府の答弁を求めます。

○木内政府委員 松木委員の先般の御質問中、松島事件關係の証拠品紛失の問題につきましては、答弁を留保しておつたのであります。主任檢察官が出張先からもどつて参りましたので、事情を聞いてみますと、東京地方檢察廳では、この事件について証拠品を紛失したということはない。本件の証拠品として正式に受入れられたものは、松澤病院院任意提出にかゝる松島三、佐々木正一両名の病床日誌二冊であつて、この証拠品は檢察廳で不起訴処分を付したので、告訴人側から刑事訴訟法二百六十二條により東京地方裁判所に審判の請求があつたから、その証拠品として記録とともに裁判所へ送つたといふことあります。なお告訴人か

旬、京都少年審判所より大津家庭裁判所に送付されていたのを思い出して、清子を家庭裁判所少年部に連れて行って、同日午後三時ごろまで事情を聴取したことが、取調べの結果明白いたしました。清水清子は、取調べの間に身体検査をうると言つて、二、三回乳房にさわられたと述べておりますが、岩本はさような事実はないと否認しており、この点に関する確証はないのであります。しかし清水清子自身も、この問題につきましては告訴の意思がないので、この点については不起訴処分いたしました。裁判所側ではいづれにせよ岩本の行爲が妥当でないというので、依願免官にしたことであ

ります。方は、昭和二十四年三月十一日、清水清子に対する強制わいせつ行爲が親告罪であるが、被害者が先ほど申しました通り、告訴の意思がないということをお表明したので、不起訴処分を付しておるわけでありませう。それから菊地三太郎に対する不法監禁、不法逮捕及び山本均に対する暴行の点は、起訴猶予にしております。その理由は、父の兵吉が本件の主犯者であり、父の命のままに荷担したものであつて、かつ親子二人を起訴することが、少し苛酷に失するものがあると考えたので、檢察廳においては、この博文に対して起訴猶予にしたこととあります。

この事案の状況及びこの報告等によりまして、岩本博文の方を起訴猶予にしたというのは、御質問のように裁判所の職員であるから、特に犯罪を隠蔽せんとしてこれを不起訴処分として、そして罪を親の方に負わしたというやうな事実はないのであります。これを私どもから見ましても、この事件の処理は妥当である、かように考へる次第であります。

○花村委員長 梨木作次郎君より質疑の通告がありますから、これを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 最初の松島謙三の件については、当事者の言ふところとちよつと違つておりますから、その違つてい

る点について、のちほどまた質問いたすこととして、きよよりはこの程度にいたしておきます。

大津事件の処理の問題であります。私の方へ入つていゝる事実関係は、強制わいせつ罪の点のみならず、これは職権濫用罪にも該当すると思ふのであり

ます。この点については、職権濫用罪が成立するといはしますれば、告訴がな

くても起訴できるわけでありまして、これがまだ私は納得が行かないのであります。こゝういふ点については、檢察

当局はどういふふうにお考えになつておるか、これをちよつと伺いたい。

○内内政府委員 檢察廳の報告は、その点には触れておりませんが、この問題が職権濫用になるかどうかといふことも、研究の余地があると思ひます。裁判所におきましても、ただちにこの責任を問うて依願免官の処置をしておるのでありますから、この点なども考慮に入れていいのじやないかと思

います。

○梨木委員 これは私の考えでは、裁判や檢察に關する威信保持のために、こゝういふ事件はもつと徹底的に、つまり関係者並びに一般の國民が納得の行くやうな処分をされる必要があるだと思ふのであります。親子二人を起訴するのは苛酷だといふやうな御意見で、一人だけを起訴したのだとおつしやいます。しかしこの点については、私たちが聞いておるところでは、これはもう親の命令をやつたというよりも、二人が共謀してやつておつたといふことが大体明らかになつておるのであります。この点については、どうも事件の起きた当時の新聞報道などを見ましても、これは濫費新報のみならず、京都の新聞にも大きく報道された事件でありまして、裁判所並びに檢察廳では、この事件が起つて、やはり何か臭いものにはふたをするといふやうな処理の仕方をしておるやうであります。それで決して裁判、檢察の威信と公正を保持するゆえんではないと思

ひます。岩本博文の訴いたしたのであります。岩本博文の

つと國民の納得の行くやうな、徹底した処理の仕方をしていただきたい。こゝういふやうに希望する次第であります。

○花村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会